

徳島県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	医療法人慈成会	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
日本調剤株式会社	徳島市津田西町一丁目 二番三〇号	東京都千代田区丸の内 一丁目九番一号	訪問看護ステーション てらさわ	徳島市津田西町一丁目三番 九号	訪問看護	令和二年三月 三十一日
			日本調剤蔵本薬局	同 蔵本町二丁目三 一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	同 四月 三十日